

保存樹木等の維持管理に関する要綱

制 定 平成24年3月27日区長決定 要綱第59号

改 正 平成27年2月 3日部長決定 要綱第66号

改 正 令和 3年12月28日部長決定 要綱第365号

改 正 令和 8年1月20日区長決定 要綱第259号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区みどりの条例（平成6年品川区条例第19号。以下「条例」という。）第7条第4項の規定に基づき、保存樹木等を所有し、または管理する者（以下「所有者等」という。）に対して、その維持管理の一部を助成し、みどり豊かなまちづくりを図り、もって区民のうるおいと安らぎのある快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

(対象)

第2条 この助成は、条例第7条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定を受けた樹木、樹林および生垣を対象とする。

(助成の内容)

第3条 区長は、所有者等に対し、予算の範囲内において次に掲げる助成を行うことができる。

(1) 3年に一度の基本剪定等

区が契約する造園業者に業務を行わせることにより、または、所有者等が自ら選定した造園業者に業務を行わせた場合の費用を区が所有者等へ交付することにより助成する。

(2) 病虫害防除、樹勢回復工事等

区が契約する造園業者に業務を行わせることにより助成する。

(3) 損害賠償保険への加入

条例第7条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定を受けたことをもって区が保険へ加入することにより助成する。

(4) 樹木医による診断および助言

区が契約する造園業者に業務を行わせることにより助成する。

(3年に一度の基本剪定等に係る助成額)

第4条 前条第1号に規定する3年に一度の基本剪定等で、所有者等が自ら選定した造園業者に業務を行わせる場合、その実費額と区が契約する場合の単価に基づき算出した額のうち、いずれか低い額を交付するものとする。

(申請)

第5条 保存樹木の維持管理における助成を受けようとする所有者等は、区長に対し保存樹木等維持管理助成申請書（第1号様式）を提出しなければならない。ただし、第3条第3号に規定する損害賠償への加入については、この限りでない。

(助成の決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請に対し、助成を行うことが適当と認めるときは、助成を決定し、保存樹木等維持管理助成決定通知書（第2号様式。以下、「助成決定通知書」という。）により所有者等に通知するものとする。

(助成の変更)

第7条 第4条に規定する助成に係る前条の助成決定通知書を受けた所有者等は、助成決定通知書を受けた後、内容に変更が生じたときは、保存樹木等維持管理助成変更申請書（第3号様式）を提出しなければならない。

2 区長は、前項による申請に対し、変更内容が適当と認められるときは、保存樹木等維持管理助成変更決定通知書（第4号様式）により所有者等に通知するものとする。

(施工の中止)

第8条 第4条に規定する助成に係る第6条の助成決定通知書を受けた所有者等は、助成決定通知を受けた後、施工を中止したときは、保存樹木等維持管理助成中止届（第5号様式）を提出しなければならない。

2 区長は、前項による届出に対し、その内容が適当と認められるときは、保存樹木等維持管理助成取消通知書（第6号様式）により所有者等に通知するものとする。

(施工の完了)

第9条 第4条に規定する助成に係る第6条の助成決定通知書を受け、その施工を実施した所有者等は、工事完了後、20日以内に完了実績報告書（第7号様式）を提出しなければならない。

(助成金の請求)

第10条 完了実績報告書を提出した所有者等は、前条に規定する完了実績報告書とともに、請求書（第8号様式）により助成金を請求するものとする。

(助成金の交付)

第11条 区長は、前条の規定に基づき所有者等から助成金の請求書が提出されたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(規則の適用)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付等に関し必要な事項については品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）を適用する。

(委任)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に防災まちづくり部長が定める。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、令和 3 年 12 月 28 日から適用する。

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。